

琉球国王より爪哇国あて、楊布勃也等を遣わして速やかな交易を請う咨（一四四〇、一〇、一六）

琉球国王、見げんに礼儀の事の為にす。

宣徳五年（一四三〇）より始初はじめて敬んで礼物を備え、遣使して貴国きこくに通達して王殿下に奉獻し、又、正統三年（一四三八）に至りて再た遣使、礼献を行うこと二次なり。以後能く海道の便そんを諳そんずるもの少なきが為に、毎年常に懐いて忘れず、甚だ厚意もて前後して礼賄を回恵し、及び来使の人船を憐恤し買売して安全に回国せしむるに感ずるも、事は照らすに間阻まづすること多年にして未だ曾て礼謝せず。

理として合に今、正使楊布勃也等を遣わして海船一隻に坐駕し、咨文一道を齎捧し、並びに礼物を齎して王殿下に奉獻せしめて以て遠意を表すべし。万望むらくは笑留せよ。念おもうに四海一家と為し、永く往来し和好するを盟ちかい、更に煩わづわくは遠方より差来する人船を寛憐し、所載の磁器等の貨は早すみやかに買売し回国せしめんことを。今、礼物を將て開坐す。咨して施行を請う。須らく咨に至るべき者なり。

今開す

青紵糸一匹 閃色段二匹

緑段四匹 腰刀十把

扇二十把 小青碗二千個

小青盤四百個

右、爪哇国に咨す

正統五年（一四四〇）十月十六日

咨

注*本文書を持参して爪哇を訪れた楊布勃也等が、回恵の礼物を受け帰国したことは〔四〇二八〕を参照。

〔1〕宣徳五年より始初はじめて 琉球から爪哇国へのはじめての船は〔四〇〇九〕を参照。

〔2〕貴 この下に平此の二字がある。原文中の三カ所の平此は平抬（改行）の位置を示すための覚書きが本文に混入したものとと思われる。以下注〔4〕〔5〕も同じ。

〔3〕正統三年…遣使 〔四〇二三〕参照。

〔4〕毎注〔2〕参照。

〔5〕阻注〔2〕参照。

1-40-27

琉球国中山王より爪哇国あて、阿普斯古等を遣わして速やかな交易を請う咨（一四四一、四、一九）

琉球国中山王、見げんに礼儀の事の為にす。

感聞するに、貴国の国王は大徳あり。宝眷は仁賢なり。遠近の
聞く者は皆感賛を以てす。及び照らすに前後して深く厚意を承け、
礼として当に今、正使阿普斯古等を遣わし、人船一隻を管駕し咨
文一通を齎捧し、並びに礼物を齎して詣前し王殿下に奉獻せしめ
て以て遠意を表すべし。万望むらくは叱留せよ。以て綿々たる礼
敬を継ぎ、永く歳々の盟好を通ぜん。煩わくは四海一家を念い、
早やかに来船をして貿易し風に趁りて回国せしめんことを。今、
將に咨に開して奉獻せんとす。須らく咨に至るべき者なり。

今開す

白段九匹 緑段一匹 藍段一匹

閃色段一匹 素青紵糸一十三匹

腰刀一十把 彩色扇三十把

小青盤四百個 小青碗二千個

右、爪哇国に咨す

正統六年（一四四一）四月十九日

安字号船通事沈志良

此の船は風に遭い漂して福建福州府閩県の地面に至る。自ら船隻を修し、
正統七年三月内に至りて回国す。此の文は行せずして了る。

注（一）琉球国中山王 実際は中山王世子（尚忠）である。冊封關係
と関わりのない東南アジアへはこのように表記したのである
う。

（二）此の船は：回国す 此の遭難の事情は尚忠より礼部あての咨

（二七一三）（正統七年九月初一日）に記事がある。物料を
自弁して福建で船を修理し回国したものの、その時に没収さ
れた軍器の返還を請願している。また『明実録』正統六年閏
十一月己丑の条に関連の記事がある。

1-40-28

琉球国中山王より爪哇国あて、達福期等を遣わして速やかな
交易を請う咨（一四四一、七、六）

琉球国中山王、見に礼儀の事の為にす。

奉謝するに、正統六年（一四四一）の間、厚く回惠の奇珍なる
礼物、及び遠人を憐愛するを承く。就ちに来使楊布勃也等に順附
するを行い、国に到り收受して已に訖る。礼として当合に行うべ
し。今、長史達福期等を遣わし人船一隻を管駕し、咨文一道を齎
捧し並びに礼物を齎し、前詣して王殿下に奉獻せしむ。謝を表し
て以て遠意を伸べ、心に懐い感じて忘れず。万望むらくは、海納
せよ。以為えらくは四海一家、永く和好を通じ往来して盟を堅く
せん。今差わす人船は仍おえう、遠来せるを憐恤し、早やかに盤
纏等の貨を貿易し、回国せしめんことを。今、礼物を持って開坐す。
咨して奉獻するを請う。須らく咨に至るべき者なり。